四街道市第3回農業委員会議事録

令　和　５ 年　６ 月　８ 日（木）

第3回 農業委員会総会会議次第

日時：　令和５年　６月　８日
午後　２時００分より
場所：　福祉センター３階　会議室１

１．開　　　会

２．議事録署名委員の指名

８番　細　野　　裕　樹　委員

９番　勝　山　　高　治　委員

３．議　　　事

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
議案第２号　令和５年度第３次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第３号　農地法第５条の規定による許可処分の取消しについて
協議報告第４号　農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について
協議報告第５号　農地法第５条許可に伴う工事の完了報告について
協議報告第６号　軽微な農地改良の届出について

４．そ　の　他

５．閉　　　会

出席委員（１３名）議席順

１番　梅　澤　久　史	２番　江　原　　清
３番　佐　藤　由美子	５番　林　田　静　治
６番　井　岡　信　夫	７番　小金井　貞　夫
８番　細　野　裕　樹	９番　勝　山　高　治
１０番　石　川　博　行	１２番　中　村　礼　奈
１３番　溝　口　貴　久	１４番　橋　本　　豊
１５番　三　石　　浩	

欠席委員（１名）議席順

１１番　佐　藤　慎　一

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田　史郎
局長補佐	渡辺　弘之
主任主事	酒井　哲也
主事	遅澤　瑞希

令和５年度第３回　定例農業委員会総会議事録

日時：令和５年６月８日（木）
午後　２時００分より
場所：福祉センター３階　会議室１

１．開　会

○**議　長（江原会長）**　令和５年度第３回定例農業委員会総会を開会いたします。

２．定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は１３名ですので、会議規則第９条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員８番細野委員、９番勝山委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

３．議　事

○**議　長**　議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号１項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局**　１ページをお開き下さい。

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号１項についてご説明いたします。

申請地は、南波佐間の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね１０ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断されるところです。

譲受人は、千葉市中央区に本店と事務所を構え、四街道市、千葉市、佐倉市を中心に大手住宅建設企業の専門工事を請け負っています。専用の資材置き場を有しておらず、同業者の敷地の一部を無償で借りておりましたが、業務量の拡大により専用の資材置き場の確保が必要となりました。現在は四街道市周辺が活動拠点となっているため、四街道市内で資材置場の用地を探していたところ、立地条件、形状、規模等が希望と一致したことから、９９１平方メートルの畑を購入し整備するものです。

敷地内は整地し砕石敷きとします。出入り口に門扉を設置し、周辺は安全鋼板フェンスで囲みます。

周辺への被害防除ですが、隣接農地所有者からの要望により、日照通風の影響が生じないよう、鋼板の高さを１メートル５０センチとするとともに、地面に直接設置することにより、土

砂等の流出を防止します。
　用水については、吐出口６センチメートル以下の井戸を設置しますが、その排水及び雨水は自然浸透とします。
　資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。
　位置につきましては１３ページ及び１４ページの案内図をご覧下さい。
　説明は以上です。

○**議　長**　議案第１号整理番号１項につきまして、去る６月１日に第３班による事前調査会が行われております。
　班長の佐藤慎一委員は欠席のため、副班長の中村委員説明をお願いします。

○**中村委員**　１２番中村です。本件については、６月１日に事前調査会を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、隣接農地への被害防除にも努めており、第３班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議　長**　地区担当の小金井委員、説明をお願いします。

○**小金井委員**　７番小金井です。事務局および副班長の説明のとおりです。当該地は、過去に埋蔵文化財遺跡があり申請を取りやめた経緯があります。今回は資材置き場のため、建物を建てる必要がないため遺跡については問題ありません。また、周辺には農業用道路が在りますが、セットバックや隅切りの要請にも応じてくれた経緯もあり、問題ないと考えております。

○**議　長**　議案第１号整理番号１項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。
　質問はございますか。

○**議　長**　橋本委員。

○**橋本委員**　遺跡自体は残っていると思うが、掘らなければ問題ないという事なのですか。

○**小金井委員**　遺跡をいためなければ問題は発生しないという事です。

○**議　長**　他に質問等はございますか。

（質問・意見なし）

○議　長　質問が無いようですので、採決を行います。
　議案第１号整理番号１項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議　長　全員賛成ですので、議案第１号整理番号１項につきましては、可決いたします。

○議　長　次に、議案第１号の整理番号２項を議題とします。
　事務局の説明をお願いします。

○事務局　整理番号２項についてご説明いたします。
　申請地は、内黒田の畑で第１種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであることから、例外として転用が認められる土地であると判断されるところです。
　譲受人は、譲渡人の姪夫婦で、使用貸借により自己住宅の建設を計画しました。譲渡人の夫婦は、高齢で子供がいないことから、農作業や健康面、生活面で手助けできる存在が近くにいないことに譲受人は不安を感じていたということです。このことから譲渡人の居住する隣接地である、畑の一部２５４平方メートルに専用住宅の建設を計画しました。
　申請地は、平坦な畑であるため整地のみを行い、切土、盛土等は行いません。
　用排水ですが、水道は公営水道を使用し、汚水雑排水は、合併浄化槽にて処理後既設Ｕ字溝へ流し、雨水は自然浸透とします。
　資金については、自己資金及び借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書及び住宅ローン会社の事前相談結果により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。
　位置につきましては、１５ページ及び１６ページの案内図をご覧下さい。
　説明は以上です。

○議　長　議案第１号整理番号２項につきまして、去る６月１日に第３班による事前調査会が行われております。
　副班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員　１２番中村です。６月１日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。土地利用計画は妥当であり、周辺の農地は譲渡人の土地、あるいは道路、宅地であることから被害は想定されませんので、第３班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議　長　続いて、地区担当委員は私ですので、説明いたします。

○議　長　事務局、副班長の説明のとおりです。付け加えることはありません。

○**議　長**　議案第１号整理番号２項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。
質問はございますか。

（質問・意見なし）

○**議　長**　質問が無いようですので、採決を行います。
議案第１号整理番号２項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

（全員挙手）

○**議　長**　全員賛成ですので、議案第１号整理番号２項につきましては、可決いたします。

○**議　長**　次に、議案第１号の整理番号３項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局**　整理番号３項についてご説明いたします。
申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね１０ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断されるところです。
譲受人は､現在アパートに居住していますが､結婚を機にマイホームの建設を計画しました。建設業を営んでおり事務所や取引先、現場は、千葉市及びその周辺地区に多くあることから、当該用地を選定し、３４８．３７平方メートルの畑と３９平方メートルの原野に専用住宅の建設を計画しました。
用排水ですが、水道は公営水道を使用し、汚水雑排水は、合併浄化槽を経由して雨水管に放流、雨水は浸透桝による宅地内処理としています。
資金については、全額借入金で賄うこととし、金融機関の住宅ローン事前審査結果により確認しております。他法令関係ですが、盛土を行いますが、面積が５００平方メートル以下のため、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。
位置につきましては、１７ページ及び１８ページの案内図をご覧下さい。
説明は以上です。

○**議　長**　議案第１号整理番号３項につきまして、去る６月１日に第３班による事前調査会が行われております。
副班長の中村委員に説明をお願いします。

○**中村委員**　１２番中村です。６月１日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事

務局の説明のとおりです。土地利用計画は妥当であり、周辺の農地は譲渡人の土地であり被害は想定されませんので、第３班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

〇**議　長**　続いて、地区担当の細野委員説明をお願いします。

〇**細野委員**　８番細野です。現地で設計者を交え調査いたしましたが、疑義は生じませんでした。

〇**議　長**　議案第１号整理番号３項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。
　質問はございますか。

(質問・意見なし)

〇**議　長**　質問が無いようですので、採決を行います。
　議案第１号整理番号３項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

（全員挙手）

〇**議　長**　全員賛成ですので、議案第１号整理番号３項につきましては、可決いたします。

〇**議　長**　次に、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
　事務局の説明をお願いします。

〇**事務局**　３ページをお開き下さい。
　議案第２号　令和５年度第３次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。
　４ページをお開きください。第３次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新４件となります。また、借受者は、３人です。
　番号１につきましては、大日の畑１筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和１０年６月３０日となります。
　番号２につきましては、大日の畑２筆で更新、利用権は賃借、終期は令和１０年６月３０日となります。
　番号３につきましては、内黒田の畑２筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和８年６月３０日となります。
　番号４につきましては、大日の畑１筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和８年６月３０

日となります。
５ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

○**議　長**　議案第２号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

（質問・意見なし）

○**議　長**　質問が無いようですので、採決を行います。
議案第２号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○**議　長**　全員賛成ですので、議案第２号につきましては、可決いたします。

○**議　長**　次に、協議報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○**事務局**　６ページをお開き下さい。
協議報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第７条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。
整理番号１項については、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、公衆用道路に転用するという届け出です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

○**議　長**　次に、協議報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○**事務局**　７ページをお開き下さい。
協議報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第７条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。
整理番号１項から次ページの整理番号５項までの５件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権を移転し、共同住宅、専用住宅及び公衆用道路に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

〇**議　長**　次に、協議報告第３号「農地法第５条の規定による許可処分の取り消しについて」
事務局の説明をお願いします。

〇**事務局**　９ページをお開き下さい。
協議報告第３号　農地法第５条の規定による許可処分の取消しについて、許可処分の取消しがありましたのでご報告いたします。
取消しの理由につきましては、コロナ禍による経営悪化により、事業計画を変更したためとのことです。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

〇**議　長**　次に、協議報告第４号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

〇**事務局**　１０ページをお開き下さい。
協議報告第４号　農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。
整理番号１項につきましては、５月３０日に江原会長、小金井職務代理者、中臺農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行い、農地と回答いたしました。
説明は以上です。

〇**議　長**　次に、協議報告第５号「農地法第５条許可に伴う工事の完了報告について」
事務局の説明をお願いします。

〇**事務局**　１１ページをお開き下さい。
協議報告第５号　農地法第５条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。
整理番号１項の資材置場への転用につきましては、５月２４日に勝山委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

〇**議　長**　次に、協議報告第６号「軽微な農地改良の届出について」
事務局の説明をお願いします。

〇**事務局**　１２ページをお開き下さい。

協議報告第６号　軽微な農地改良の届出について、整理番号１項の鹿渡の農地改良の届出は、畑に約８０センチメートル盛土し、果樹を作付するための届出です。
整理番号２項の鹿渡の農地改良の届出は、畑に約９０センチメートル盛土し、果樹を作付するための届出です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

○議　長　協議報告第１号から第６号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

（質問・意見なし）

○議　長　質問が無いようですので、協議報告第１号から第６号は、終了いたします。

○議　長　以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

４．その他

○議　長　次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

（意見なし）

○議　長　事務局から何かありますか。

○事務局　７月の総会開催時に合わせ、地域計画作成に向けた説明会を、農地利用最適化推進委員を含めて行う旨の周知が行われた。

○議　長　次に、会議次第の裏面をご覧下さい。
７月の開催予定については、事前調査会が７月３日の月曜日に、第１班の委員にお願い致します。
また、総会が７月１０日月曜日の午後２時から、場所は福祉センター３階会議室１です。
農地相談日は７月３日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

５．閉　会

○議　長　以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了　午後２時３２分

令和６年６月８日

農業委員会長

議事録署名委員

８番

９番